

## 政令第六十三号

### 道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項、第五十一条の十六、第五十三条第三項、第九十条第一項ただし書及び第二項、第九十条の二第一項ただし書、第九十六条の二、第九十七条の二第一項第三号及び第五号並びに第三項、第一百条の二第一項本文及び第四号、第一百二条第一項、第一百二条の二、第一百四条の二の三第一項、第一百四条の四第二項、第一百八条第一項、第一百十条第一項、第一百十二条第一項、第一百四条、第一百十四条の六並びに第二百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

十二 国、都道府県、市町村、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所又は原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者が、同条第一号に規定する原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する

放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用する自動車（第一号の二又は第六号に掲げるものを除く。）

第十七条の七の次に次の一条を加える。

（放置違反金収納事務の委託）

第十七条の八 都道府県は、法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県の規則の定めるところにより、その収納した放置違反金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を添えて、当該都道府県又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該都道府県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

3 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県は、当該委託に係る放置違反金の収納の事務について検査することができる。

第二十一条の表以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同条の表中「行なう」を「行う」に、「のぼし」を「伸ばし」に、「ひじ」を「肘」に、「まげる」を「曲げる」に、「のぼす」を「伸ばす」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第五十三条第二項に規定する合図を行う時期及び合図の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

合図を行う場合	合図を行う時期	合 図 の 方 法
環状交差点を出るとき。	その行為をしよ うとする地点の 直前の出口の側 方を通過したと き（環状交差点 に入った直後の	左腕を車体の左側の外に出して水平に伸ばし、若しくは右腕を車体の右側の外に出して肘を垂直に上に曲げること、又は左側の方 向指示器を操作すること。

	<p>環状交差点において徐行し、又は停止するとき。</p>	<p>環状交差点において後退するとき。</p>
<p>出口を出る場合にあっては、当該環状交差点に入ったとき。</p>	<p>その行為をしよ うとするとき。</p>	<p>その行為をしよ うとするとき。</p>
	<p>腕を車体の外に出して斜め下に伸ばすこと、又は車両の保安基準に関する規定若しくはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる制動灯をつけること。</p>	<p>腕を車体の外に出して斜め下に伸ばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあってはその後退灯を、トロリーバスにあってはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる後退灯を、それぞれつけること。</p>

第三十三条の二第四項第二号中「第百四条の二の三第一項若しくは同条第三項」を「第百四条の二の三第三項若しくは同条第五項」に改める。

第三十三条の六第一項第一号ニ中「いう。」の下に「又は同項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）」を加え、同項第二号ロ並びに同条第二項第一号ニ及び第二号ロ、第三項第一号並びに第四項第一号ニ中「特定失効者」の下に「又は特定取消処分者」を加える。

第三十三条の七第一項第一号中「第百一条第五項」を「第百一条第六項」に改め、同項第二号中「第百一条の二第三項」を「第百一条の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十四条の二第一号イ中「第八十九条第二項後段」を「第八十九条第三項後段」に改め、同号ハ及び同条第二号ハ中「特定失効者」の下に「又は特定取消処分者」を加える。

第三十四条の三第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 免許証の更新を受けなかつたため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする  
法第九十条第五項又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

第三十四条の三に次の一項を加える。

4 法第九十七条の二第二項第五号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けたため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする法第九十条第五項又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかつた者
- 二 基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受け、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けたため、再試験を受けなかつたもの
- 三 再試験を受けた後法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者
- 四 法第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一

月を超えた日以後に法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

第三十四条の五第一号ロ及び第二号ロ中「限る。」の下に「又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）」を加え、同条第三号ロ中「第八十九条第二項後段」を「第八十九条第三項後段」に改める。

第三十七条の七第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

第三十九条の二の見出し中「取消し又は停止の基準」を「効力の停止をする場合等」に改め、同条中「第百四条の二の三第一項の政令」を「第百四条の二の三第三項の政令」に改め、同条第一号中「第百四条の二の三第一項」を「第百四条の二の三第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百四条の二の三第一項の政令で定めるときは、医師の診断に基づき、同項に規定する適性検査を受けるべき者が法第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認めら

れるときとする。

第三十九条の二の三第二号中「第百四条の二の三第三項」を「第百四条の二の三第五項」に、「第百四条の二の三第一項」を「第百四条の二の三第三項」に改め、同条第三号中「第百四条の二の三第三項」を「第百四条の二の三第五項」に、「又は法第百四条の二の三第一項」を「若しくは法第百四条の二の三第一項若しくは第三項」に改める。

第四十条の三第一号中「第八十九条第二項前段」を「第八十九条第三項前段」に改め、同条第十号中「第百一条第四項」を「第百一条第五項」に改め、同条第十一号中「第百一条の二第二項」を「第百一条の二第三項」に改め、同条第二十号中「第百四条の二の三第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第四十二条第三項中「第二条第一項第七号」の下に「、第四条第三項」を、「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二」を加える。

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同表検査手数料の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

第四十四条第一項第一号中「第百四条の二の三第三項及び第六項」を「第百四条の二の三第五項及び第八項」に改め、同項第二号中「第二条第一項第七号」の下に「、第四条第三項」を、「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二」を加える。

別表第二の一の表中「交差点安全進行義務違反」の下に「、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反」を、「指定通行区分違反」の下に「、環状交差点左折等方法違反」を加え、別表第二の備考の一の2及び3中「二の113から122まで」を「二の116から125まで」に改め、同表の備考の二の3中「124」を「127」に改め、同表の備考の二の8中「42」を「44」に、「44から58まで又は60から112まで」を「46から60まで又は62から115まで」に改め、同表の備考の二中125を128とし、122から124までを125から127までとし、同表の備考の二の121中「115、117及び119」を「118、120及び122」に改め、同表の備考の二中121を124とし、116から120までを119から123までとし、同表の備考の二の115中「117及び119」を「120及び122」に改め、同表の備考の二中115を118とし、101から114までを104から117までとし、同表の備考の二の100中「51」を「53」に改め、同表の備考の二中100を103とし、95から99までを98から102までとし、同表の備考の二の94中「46」を「48」に改め、同表の備考の二中94を97とし、89から93までを92から96までとし、同表の備考の二の88中「44」を「46」に改め、同表の備考

考の二中88を91とし、85から87までを88から90までとし、同表の備考の二の84中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改め、同表の備考の二中84を87とし、同表の備考の二の83中「第五十三条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同表の備考の二中83を86とし、80から82までを83から85までとし、同表の備考の二の79中「43」を「45」に改め、同表の備考の二中79を82とし、78を81とし、77を80とし、76を78とし、その次に次のように加える。

79 「環状交差点左折等方法違反」とは、法第三十五条の二の規定の違反となるような行為をいう。

別表第二の備考の二中75を77とし、39から74までを41から76までとし、38の次に次のように加える。

39 「環状交差点通行車妨害等」とは、法第三十七条の二第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。

40 「環状交差点安全進行義務違反」とは、法第三十七条の二第三項の規定の違反となるような行為をいう。

別表第四中「第三十三条の七」の下に「、第三十四条の三」を加える。

別表第六の十六の項中「交差点安全進行義務違反」の下に「、環状交差点安全進行義務違反」を加え、同

表の十七の項中「優先道路通行車妨害等」の下に「環状交差点通行車妨害等」を加え、同表の十九の項中「交差点右左折方法違反」の下に「環状交差点左折等方法違反」を加え、同表の備考の二の9中「別表第二の備考の二の43」を「別表第二の備考の二の45」に改め、同表の備考の二の12中「別表第二の備考の二の42」を「別表第二の備考の二の44」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の79」を「別表第二の備考の二の82」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三条第一項の改正規定 公布の日
- 二 第二十一条の改正規定、第三十七条の七第一項の改正規定、第四十二条第三項の改正規定、第四十四条第一項第二号の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第六の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）

(経過措置)

2 この政令による改正後の第三十四条の三第二項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に運転免許が失効したため、一般違反行為（道路交通法施行令第三十三条の二第一項第一号に規定する一般違反行為をいう。）又は同令別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする道路交通法第九十条第五項又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による運転免許の取消しを受けなかった者について適用する。

## 理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、放置違反金収納事務の委託の方法、環状交差点における合図を行う時期及び合図の方法、臨時適性検査に係る免許の効力を停止することができる場合等を定めるほか、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定等のため使用する自動車を緊急自動車に加える等の必要があるからである。